

令和2年度 世田谷区登録ヘルパー等研修受講助成事業

世田谷区では、登録ヘルパー等（※）の研修の受講を促進することで技術の向上等を図り、もって訪問介護等を利用する区民の福祉を増進するため、登録ヘルパー研修受講助成事業を実施しています。

※ 登録ヘルパー等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業所等に登録して、同条第2項に規定する訪問介護等に従事する方です。

1. 助成対象

区が実施する訪問介護等に係る研修であって、区長が別に指定する研修（以下「対象研修」という。）を受講した登録ヘルパー等が対象です。

2. 助成金額

対象研修の受講時間1時間につき、1,000円を助成します（受講時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上の場合は1時間とし、30分未満のときは切り捨てです）。

※ 助成金の総額は、令和2年度予算の範囲内となります。

3. 申請方法

申請書を記入し、事業所から就労証明を受けてから、下記申し込み先に提出（郵送または持参）してください。申請期限は対象研修を受講した日から3ヶ月以内です。

4. 動画視聴研修（WEB研修）の場合の注意事項

①動画視聴後に記名式のアンケートへの回答が条件となります。

②「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページから交付申請書兼請求書をダウンロードし、3. 申請方法により申請してください。

5. 申請に必要な書類

登録ヘルパー等研修受講助成金交付申請書兼請求書

6. 注意事項

- ・申請書は、黒色ボールペンで記入してください（消せるボールペン不可）。
- ・申請書の印は、朱肉を使用する印鑑を使用してください（ネームスタンプ印不可）。
- ・申請書を訂正する場合は、二本線で抹消し申請印で訂正してください。
- ・対象研修等については「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページを確認してください。

< 問い合わせ・申し込み先 >

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課（月～金 8時30分～17時15分）

TEL 03-5432-2397

◆申請から助成金の受け取りまで◆

福祉人材育成・研修センター

申請者

